# 沖縄海区漁業調整委員会指示30第1号

沖縄海区における浮魚礁(中層型浮魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。)の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成30年3月20日

沖縄海区漁業調整委員会 会長 金城明 律

(自主調整協議会の設置)

第1 沖縄海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、浮魚礁を敷設する海域の相互調整を図るため、次の表のとおり、関係地区ごとに浮魚礁自主調整協議会(以下「協議会」という。)を置く。

関係地区	協議会の名称
沖縄本島北西地区	第1ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島南西地区	第2ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島東地区	第3ブロック浮魚礁自主調整協議会
先島地区	第4ブロック浮魚礁自主調整協議会
大東諸島地区	第5ブロック浮魚礁自主調整協議会

2 各協議会の構成は、委員会が作成する浮魚礁自主調整協議会名簿(以下「名簿」という。)のとおりとする。

#### (協議会への加入)

- 第2 協議会は、沖縄県内の市町村又は次に掲げる要件(以下「加入資格」という。)の全てを満たしている者でなければ加入することができない。
  - (1) 法人格を有する団体であること。
  - (2) 20以上の事業者又は個人(以下「構成員」という。)により組織され、構成員が特定できる者であること。
  - (3) 構成員の出資金額、口数等にかかわらず、法令や定款等の明文化された規程により民主的な運営が確保されている者であること。
  - (4) 事業を行うために必要な経済的基礎を欠く等の理由により、事業の目的を達成することが著しく困難な者でないこと。
  - (5) 法令等を遵守する精神を著しく欠き、又は協議会の民主的な運営を妨げ、若しくはそのおそれがある者でないこと。
- 2 協議会に加入しようとする者は、加入資格確認申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会から加入資格を満たしている旨の確認 (以下「資格確認」という。)を受けなければならない。ただし、沖縄県内の市町

村が協議会に加入しようとする場合においては、次に掲げる書類を添付することを 要しない。

- (1) 法人格を有する団体であることを証する書類
- (2) 構成員を明らかにする名簿
- (3) 組織の民主的な運営が確保されていることを明らかにする書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が資格確認をするために必要と認める書類
- 3 委員会は、資格確認をするときは、協議会その他関係者の意見を聞くことができる。
- 4 委員会は、資格確認をした場合は、速やかに、その旨を協議会に加入しようとす る者に通知するとともに、その者を名簿に登録するものとする。
- 5 委員会は、協議会に加入した者が、第1項各号に掲げる加入資格のいずれかを欠 くことになったときは、名簿から削除するものとする。

### (共同申請)

- 第3 この指示の第4から第14までに規定する事項について二者以上で共同して申請 しようとするときは、そのうち一者を選定して代表者とし、代表者選定届(第2号 様式)を委員会に提出しなければならない。
- 2 代表者は、委員会に対し、共同者を代表する。

#### (敷設の承認等)

- 第4 浮魚礁は、名簿に登録された者が、浮魚礁敷設承認申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会の承認を受けた場合でなければ敷設することができない。ただし、共同漁業権を設定している区域において浮魚礁を敷設する場合であって、共同漁業権区域内浮魚礁敷設届(第4号様式)及び当該漁業権者全員との協議が調ったことを証する書類並びに第2号及び第3号に掲げる書類を委員会に提出した場合は、この限りでない。
  - (1) 浮魚礁を敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入している全ての者(沖縄県を除く。)と協議が調ったことを証する協議書(第5号様式)
  - (2) 浮魚礁を敷設しようとする位置を世界測地系による緯度及び経度によって記載した図面
  - (3) 敷設しようとする浮魚礁の浮体、浮体付属品、係留索、アンカー等の構造を示す書類
- 2 前項第1号に規定する協議書の有効期限は、協議が調った日から平成31年3月31 日までとする。
- 3 次に掲げるもののうち、流失した浮魚礁と同じ構造で、かつ、同一の協議位置 (第1項第1号により協議を調えた位置。以下同じ。) に浮魚礁を敷設する場合に 限り、協議書を省略することができる。
  - (1) 第9の再承認を受けた後に流失し、平成31年3月31日までに敷設するとき。
  - (2) 第9の第2項の浮魚礁の浮体位置の確認において、浮魚礁の流失が判明した場合で、平成30年6月に開催される委員会までに承認を受けて、平成31年3月31日

までに敷設するとき。

- (3) 平成29年11月1日から平成30年3月31日までに流失を確認し、平成30年6月30日までに敷設するとき。
- 4 委員会は、第1項の承認(以下「敷設承認」という。)をしたときは、浮魚礁敷 設承認証(第3号様式。以下「承認証」という。)を交付するものとする。

(承認の制限、条件等)

- 第5 敷設承認は、県が敷設するものを除き、200基を限度として行う。
- 2 委員会は、浮魚礁の敷設が船舶の航行安全又は漁業調整等に支障を来すおそれが あると認めるときは、敷設承認をせず、又は敷設承認をするに当たっては制限若し くは条件を付すことができる。

(浮魚礁の敷設)

第6 浮魚礁を敷設した者(以下「敷設者」という。)は、敷設後速やかに浮魚礁敷設完了届(第6号様式)を委員会に提出しなければならない。

(浮魚礁の管理)

第7 浮魚礁を敷設する者は、浮魚礁を容易に識別できるようにするため、浮魚礁の本体に敷設者の名称及び承認証に記載されている浮魚礁の名称を明記するとともに、船舶の航行安全のため、浮魚礁(中層型浮魚礁を除く。)に、レーダー反射器、電灯その他の照明を取り付け、浮魚礁を敷設した後はこれを適切に管理しなければならない。

(浮魚礁の流失)

第8 敷設者は、浮魚礁が流失したときは、速やかに浮魚礁流失届(第7号様式)を 委員会及び当該浮魚礁を敷設した海域を管轄する海上保安本部、海上保安部又は海 上保安署に提出しなければならない。

(敷設の再承認)

- 第9 平成29年沖縄海区漁業調整委員会指示29第1号の指示により承認を受けた既設 の浮魚礁の敷設者(以下「既設の浮魚礁の敷設者」という。)は、平成30年6月30 日までに浮魚礁敷設承認申請書(第3号様式)を委員会に提出しなければならない
- 2 前項の申請書には、第7の規定を遵守していると確認できる写真及び浮魚礁の浮体位置を確認できる写真を添付しなければならない。
- 3 前項の浮魚礁の浮体位置の確認において、緯度又は経度のいずれか若しくはその 両方が協議位置から2分以上離れた場合は、既設の浮魚礁の敷設者は確認した位置 を協議位置として、協議書(第5号様式)を添付しなければならない。

(敷設承認期間の延長)

第10 平成29年沖縄海区漁業調整委員会指示29第1号の指示により承認を受けた既設

の浮魚礁については、敷設承認期間を平成30年7月1日以降初めて開催される委員会の開催日まで延長する。

#### (敷設の特例)

第11 浮魚礁を敷設する者は、平成29年11月から平成30年3月までに開催された委員会において敷設承認を受けたものを敷設する場合には、平成30年6月30日までに敷設しなければならない。

# (承認の取消し)

- 第12 次に掲げるもののうち、敷設承認(再承認を含む。)を受けた者がいずれかに 該当する場合には、委員会は承認を取り消すものとする。
  - (1) 敷設承認の日から平成31年3月31日までに浮魚礁を敷設しないとき。
  - (2) 流失を確認した日から平成31年3月31日までに浮魚礁を敷設しないとき。
  - (3) この指示に違反し、委員会で敷設承認取消の決議がなされたとき。

# (違反に対する措置)

第13 委員会は、第4の第1項、第9の第1項又は第11の規定に違反して敷設されている浮魚礁については、これを利用する者に対しその利用制限を命じ、又は敷設者に対し当該浮魚礁の速やかな撤去を命じることができる。

### (浮魚礁の利用)

- 第14 浮魚礁を利用する者(以下「利用者」という。)は、敷設者との間で、利用に 関する協定を締結し、又は協議を調えなければその操業をしてはならない。
- 2 敷設者は、利用者との間で、敷設の目的を達成することが困難となる利用に関する協定を締結し、又は協議を調えてはならない。
- 3 利用者は、その操業の際にいたずらに他の者の海面利用を妨げてはならない。
- 4 第1項に定める利用に関し、協定を締結し、又は協議を調えた際に、敷設者がこれを示す旗等を利用者に交付したときは、利用者は操業の際に当該旗等を掲示しなければならない。この場合において、敷設者は、承認旗等設定届(第8号様式)を委員会に提出しなければならない。

#### (指示の有効期間)

第15 この指示の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。